

令和2年度学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー

学生支援を巡る状況について

● 令和2年12月

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置 ー学生の“学びの支援”緊急パッケージー

趣旨

- ①意欲ある若者が経済的理由により大学等の進学や修学を断念することがないように、後押しします。
- ②アルバイト代の減収、家計の急変により学業継続が困難となった学生を緊急支援します。
- ③貸与型奨学金の返還困難者への負担軽減策を拡充します。

進学時



在学時

進学・修学をあきらめない！～多様なメニューで後押し～

アルバイト代減収への緊急支援

対象43万人

R2予備費 531億円

- ◆「**学びの継続**」のための『**学生支援緊急給付金**』 ※7月末締切
 - ・家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、**10万円（うち非課税世帯の場合20万円）**を支給。
 - ・対象者の手元に速やかに給付金が届く、スピード重視の制度設計。
- ◆**緊急特別無利子貸与型奨学金の創設** ※7月末締切
 - ・アルバイト収入の大幅減少により修学の継続が困難になっている学生等が緊急的に新たに有利子奨学金の貸与を希望する場合、**利子を国が補填（実質無利子化）**

家計急変世帯への緊急対応（※家計急変後の所得見込みで判定）

- ◆**高等教育の修学支援新制度**
家計急変にも対応できるよう運用拡充。更に、当分の間、**申請日の属する月から支給開始**できるよう運用改善（随時、申請を受付）
- ◆**緊急授業料等減免**
家計急変により、授業料等の支払いが困難となった学生等に対し各大学等が実施する**授業料等減免**を支援。

1号補正 7億円
2号補正 153億円*
*私立高校等分り額を含む

高等教育の修学支援新制度

対象51万人

R2予算 5,274億円

- ◆真に支援が必要な低所得世帯（年収380万円未満（4人家族モデルケース）を対象として、**授業料等減免と給付型奨学金により支援**（令和2年4月開始）

※秋募集は10月末締切
（家計急変の場合は随時申込可能）

貸与型奨学金

対象135万人

R2事業費 1兆441億円

- ◆より幅広い世帯を対象として貸与型奨学金により支援
【4人世帯・私大・自宅通学の場合】
・無利子奨学金：目安年収～約800万円 ・有利子奨学金：目安年収～約1,100万円

※有利子の秋募集は10月末締切
（家計急変の場合は随時申込可能）

返還時

安心の返還メニュー！～負担軽減策の拡充～

返還期限猶予制度の充実

（※減収・失業などで経済困難となり、返還困難な状況となった場合通算10年まで猶予）

- ◆返還期限猶予の臨時対応
当分の間、**申請書のみで迅速に振替を停止**（通常、申請書+証明書を提出していたところ、証明書は後日提出で可とする）
- ◆**猶予10年超の者に対する猶予特例（1年延長）**
猶予制度（経済困難）を上限まで利用した方が、厳しい経済状況に置かれる状況を救済するため、当分の間、**特例として上限を1年延長**

社会全体で学生を支える！

～社会参加型寄附の活用～

新型コロナ感染症対策緊急寄附金

（※日本学生支援機構への寄附呼びかけ）

- ◆今回の感染症により、苦しい環境に置かれる学生等を支援するため、民間企業や個人に対して、寄附を募る。
- ◆上記寄附を原資として、困難な学生等への支援を実施。

政府全体で支援！

～各省庁の支援メニュー～

- ◆特別定額給付金【総務省】
- ◆緊急小口資金等の特例貸付【厚生労働省】
- ◆雇用調整助成金の特例措置【厚生労働省】
- ◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【厚生労働省】

（参考）地方創生臨時交付金【内閣府】

◆上記支援に係る各大学等の相談窓口の整備・一本化を併せて促進。

◆学生等や保護者の方に奨学金制度を正しく理解し、安心して利用いただけるよう、「スカラシップアドバイザー」のオンライン版ガイダンスを配信。

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由（急変事由）

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、**失職（※）、災害等やむを得ない事由**

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



→ この「やむを得ない事由」の中に、**今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充**

原則		家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか）※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当分の間、 申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の 見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算 令和2年度予算額 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
給付型奨学金 2,354億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分（392億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

○ 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

緊急採用（無利子）奨学金

応急採用（有利子）奨学金

対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、 高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、 高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額

貸与月額 ※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

第一種奨学金（無利子）

第二種奨学金（有利子）

	大 学				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額			50,000円				50,000円	
	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

2万円～12万円（1万円単位）

※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

（参考）【第二種奨学金 貸与利率（令和2年3月現在）】

- ・ 利率見直し方式：0.002%
- ・ 利率固定方式：0.070%

※ 家計収入（年額）が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

学生の経済的支援等に関する大学等への周知・要請

授業料の納付猶予・減免等に関すること

- 新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生等の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設整備費等の学納金の納付が困難となった者等に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、分納、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな御配慮をいただくよう、…(略)お願いします。
 - 授業料等を期限までに納入できなかった学生等に対しても、まずは、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、経済的に困難な学生等に対するきめ細かな配慮を行い、やむを得ない事情のある学生等に不利益が生じることのないよう適切な対応をお願いします。
- ※各大学等が独自に行う家計急変を事由とする授業料減免に対する支援について、令和2年度1次補正予算及び2次補正予算案に計上

奨学金等に関すること

- 高等教育の修学支援新制度及び独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金において、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した学生等については、家計急変後の所得見込みで判定を行い、災害時と同様の考え方等で、要件を満たす世帯の学生等を支援することとしており、家計急変に該当しない方についても、現在、在学採用の申込を、6月下旬まで受け付けているところ…(略)
- ※修学支援新制度等のほか、関係省庁の制度を含め、困難な状況におかれている学生等が利用可能な制度について周知

周知・相談体制に関すること

- 支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るよう、適切に周知をしていただくとともに、学生等からの相談に対しても、例えば問い合わせ窓口を一本化する等、困難や不安を抱える学生等の目線に立ち、電話やメール等での相談にも、確実に対応ができる体制をとり、柔軟かつきめ細かな対応をいただくようお願いいたします。特に、修学支援関係の相談については、総合的に案内できる窓口を設置するとともに、その連絡先について、学生等に確実に周知を行うようお願いいたします。

- ✓ 令和2年度における大学等の授業の開始等について(3月24日付通知)
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について(4月17日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について(4月30日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」の公表及び相談対応等における留意点について(5月29日付事務連絡)
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインについて(6月5日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等における留意点について(6月26日付事務連絡) などにより周知

困難を抱える学生等の支援のため、
上記について繰り返し周知・要請

学生の周知・相談体制に関する大学等への周知・要請

周知・相談体制に関すること

- 支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るよう、適切に周知をしていただくとともに、学生等からの相談に対しても、例えば問い合わせ窓口を一本化する等、困難や不安を抱える学生等の目線に立ち、電話やメール等での相談にも、確実に対応ができる体制をとり、柔軟かつきめ細かな対応をいただくようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、授業料等を期限までに納入できなかった学生等に対しても、まずは、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、経済的困窮などやむを得ない事情のある学生等に不利益が生じることのないよう適切かつきめ細かな対応をお願いいたします。
- 退学を検討している学生等への対応にあたっては、お示しする経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト(例)も参考として、各大学等において、学生等の立場に立った対応方針を再度検討し、学生等から相談を受けた際には、各大学等や自治体における独自の取組も踏まえながら、丁寧かつ親身な対応をお願いします。くれぐれも、経済的理由によりやむを得ず授業料等の期限までの納入が困難となっている学生等を即座に除籍とする等の不適切な対応を行うことがないようにしてください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、不安を抱えている学生等も出てきているところ、電話やメール等を活用し、より学生から相談しやすい体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症により、新入生をはじめ学生生活に不安を抱えている学生の把握に努め、カウンセラーや医師等の専門家とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応を行ってください。

- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について(4月17日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について(4月30日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」の公表及び相談対応等における留意点について(5月29日付事務連絡)
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインについて(6月5日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等における留意点について(6月26日付事務連絡) などにより周知

経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト(例)

- 退学検討の理由を確認し、修学継続に向けた丁寧な相談対応をしましたか？
- 退学検討の理由が経済的困難である場合、以下の支援制度等に該当する学生等である可能性(詳細は別添2参照)があります。これらの支援制度等について十分に案内の上、申請等に関する意向確認を丁寧に行いましたか？

主な該当者	主な支援策
低所得世帯の学生等	<input type="checkbox"/> 高等教育の修学支援新制度・貸与型奨学金等 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付制度のうち緊急小口資金等の特例、教育支援資金等
低所得世帯以外の学生等	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構の貸与型奨学金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫の国の教育ローン
家計が急変した学生等	<input type="checkbox"/> 高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変対応 <small>※前年度の予約採用時に採用されなかった場合でも、家計急変後の収入により対象となる可能性あり</small> <input type="checkbox"/> 各大学独自の授業料等減免等
家庭から自立してアルバイト収入により学費を賄っているアルバイト収入減の学生等	<input type="checkbox"/> 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構の貸与型奨学金 <small>※通常枠に加え緊急特別無利子貸与型奨学金も検討</small> <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付制度等 <small>※アルバイト学生も対象労働者として、事業主が休業手当を支払った場合は、事業主に対して雇用調整助成金を支給</small>
家庭内暴力(DV)で避難している者や児童養護施設等から通学している者等父母等から支援を受けられない学生等	<input type="checkbox"/> 上記支援等 <small>※(高等教育の修学支援新制度を含め)各種制度等において、状況により、独立生計と認められる場合あり</small>
返還に不安があり貸与型奨学金等の利用を躊躇している学生等	<small>※日本学生支援機構の貸与型奨学金では、返還困難者向けの支援制度(返還期限猶予・減額返還)や、所得連動型返還方式の選択が可能</small> <small>※生活福祉資金貸付金のうち緊急小口資金等の特例貸付では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除</small>

※本チェックリストは基本的な確認事項についてまとめた例であり、実際の運用に当たっては、各大学等の実情に合わせて、また、各大学等や自治体における独自の取組も踏まえながら、適切に御対応ください。

**困難を抱える学生等の支援のため、
上記について繰り返し周知・要請**

文部科学省通知における学生相談・メンタルケアに関する記載

■ 令和2年4月17日付 文部科学省高等教育局長通知

大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について（周知）

5. その他留意事項について

（1）学生（留学生を含む）への適切かつ十分な情報提供について

学生への適切かつ十分な情報提供については、引き続き丁寧に御対応いただきますようお願いいたします。

・・・（中略）・・・中でも、今年度から新たに入学した学生や渡日が遅れる外国人留学生については、不安を抱えていることも考えられることから、特に十分な御配慮をいただくようお願いいたします。

・・・（中略）・・・困難な状況の学生に対し、引き続き、十分な情報提供とともに、きめ細かな相談への対応をお願いいたします。

■ 令和2年6月5日付 文部科学省高等教育局長通知

大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）

6 学生への配慮と支援

（1）学生への迅速かつ十分な情報提供ときめ細かな相談体制

⑤メンタルヘルス等の相談対応

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、不安を抱えている学生等も出てきているところ、電話やメール等を活用し、より学生から相談しやすい体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症により、新入生をはじめ学生生活に不安を抱えている学生の把握に努め、カウンセラーや医師等の専門家とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応を行っていただきたいこと。

■ 令和2年9月15日付 文部科学省高等教育局長通知

大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）

1 授業等の実施に際しての留意事項

（3）交流機会の設定等の学生生活への配慮

学生のメンタルヘルス等の相談対応については、これまでも万全を期していただくようお願いしているところですが、今般の情勢も踏まえ、より学生から相談しやすい体制を構築するとともに、新入生をはじめとする学生生活に悩みや不安を抱えた学生の把握に努め、カウンセラーや医師等の専門家とも連携してきめ細かく御対応いただくようお願いいたします。



各大学等において、電話やメール等を活用した対面に限らない体制の整備など、より学生から相談しやすい体制を構築するとともに、学内組織（学生相談室、保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等）の連携やカウンセラーや医師等の専門家とも連携し、きめ細かに学生への相談に対応することが重要

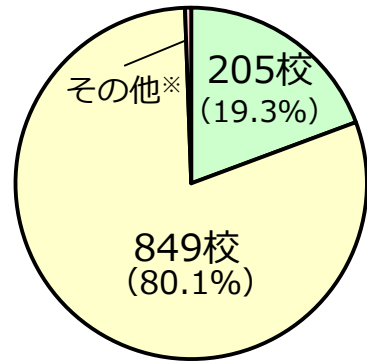
大学等における後期等の授業の実施方針等に関する調査

(調査の概要)

- 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和2年8月25日～9月11日
- 調査趣旨：各大学等の**本年度後期等の授業の実施形態等**について調査し、全国の状況を把握するもの。

後期授業の方針

- 後期授業では、**ほぼ全ての大学が対面授業を実施**。うち8割が、対面と遠隔の併用を予定。



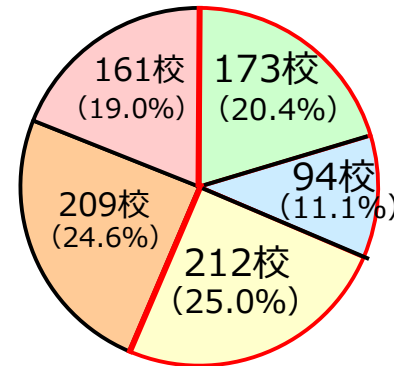
（前回調査（7月1日時点）では、約2割が全面对面、約6割が併用、残り約2割が全面遠隔。）

- 全面对面
- 併用
- その他
 - ・対面授業を検討中 … 5校 (0.5%)
 - ・全面的に遠隔授業を実施 … 1校 (0.1%)

N=1060校

対面・遠隔の併用割合

- 対面・遠隔を併用する大学のうち、**約6割が、おおむね半分以上で対面授業を実施**する予定。

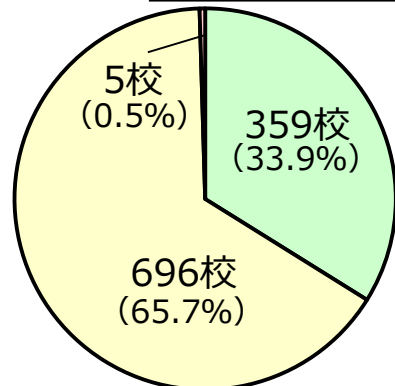


- ほとんど対面
- 7割が対面
- おおむね半々
- 3割が対面
- ほとんど遠隔

N=849校

施設の利用可否の状況

- 後期から、**全ての大学で施設利用が可能**となる予定。**全面的に可とするのは約3割**。

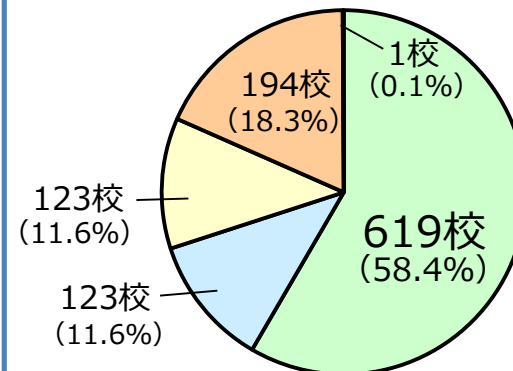


- すでに全面的に可能
- すでに一部可能
- 後期から利用可能

N=1060校

週に2日以上キャンパスに通える学生の割合

- 約6割の大学が、後期において、おおむね全員の学生が週に2日以上通学できると回答**。



- おおむね全て
- 2/3程度
- 半分程度
- 半分未満
- 原則入構しない

N=1060校

大学等における感染対策を講じた授業の工夫や学生への配慮の例

対面授業の再開と感染予防を両立する取組の例

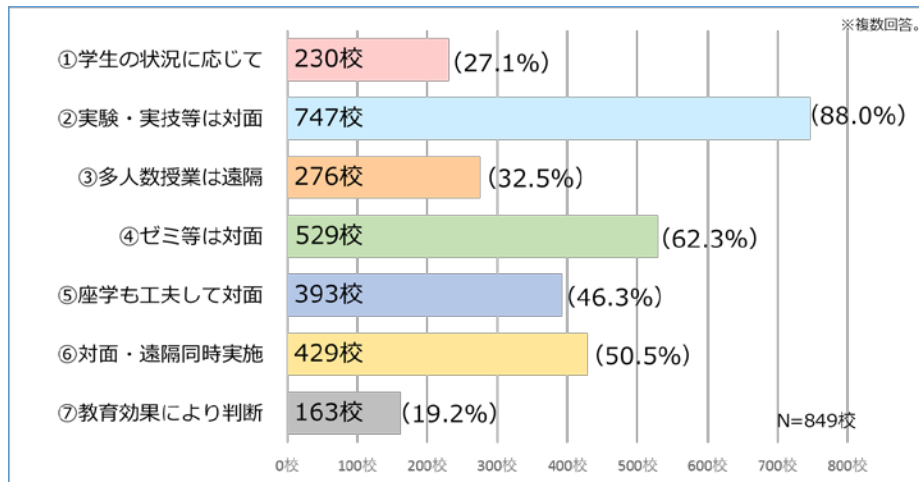
- 実験や実習などの実際に手を動かして学ぶ必要のある科目や、芸術系大学における実技・レッスンなど、**指導上の必要性や学生からの要望**を踏まえ、**優先順位を設けて対面授業を順次実施**している例（東京藝術大）
- 各座席の四方に一定の間隔を空けて教室を利用できる場合には、対面授業を実施することとするなど、**感染対策上の基準（ガイドライン）を設けて対面授業を順次実施**している例（筑波大）
- **1つの授業クラスを2教室に分割**し、片方には対面による授業を、他方にはリアルタイムでの配信授業を行い、これを交互に入れ替えることで、**クラスの少人数化による感染対策と対面授業を両立**している例（浜松医科大）
- 遠隔授業を行う科目でも、2回は**対面で学生とコミュニケーションをとる機会**を設けることを推奨するなど、対面による指導の機会を確保するための**全学的な目標を設定して取り組んでいる**例（名古屋大）
- 学内での「3つの密」を避けるため、1日当たりの学内滞在人数を削減する一方、**1年生が履修する科目について優先的に対面授業を実施**するなど、**大学の学修に慣れない1年生に配慮**している例（高知工科大）
- 対策基準や希望を踏まえて対面授業を順次実施するとともに、バス停、学食、ラウンジ、自習スペースなど**リアルタイムの施設混雑状況をアプリを通じて公開し、通学に伴う感染防止行動を促進**している例（桜美林大）

学生への配慮（交流機会の設定等）の例

- **例年実施している1年生へのガイダンス**は、学生の交流や学修の導入としての重要な機会であることから、手洗い励行・マスク着用等の感染対策を徹底の上、**時間を短縮して今年度も実施**することとした例（鹿屋体育大）
- **大学の学修に慣れず、学生同士の関係がまだ構築されていない1年生に対して**、オンラインでの交流機会を設けるほか、**感染対策を講じた上での交流イベントの実施**など、キャンパスでの交流の機会を設けている例（宮城大学）
- 学生相談室で行っている臨床心理士による相談について、通常の対面方式に加えて**ウェブ会議システムやメールを用いての受付にも対応**することとしている例（大阪府立大）
- **図書館やPCルームなどの学内施設**について、感染対策のために**利用人数や利用時間を制限しながら開放**する一方、**図書の郵送貸出や複写サービスも継続**するなど、学生のニーズに合わせた対応を行っている例（東京都立大）

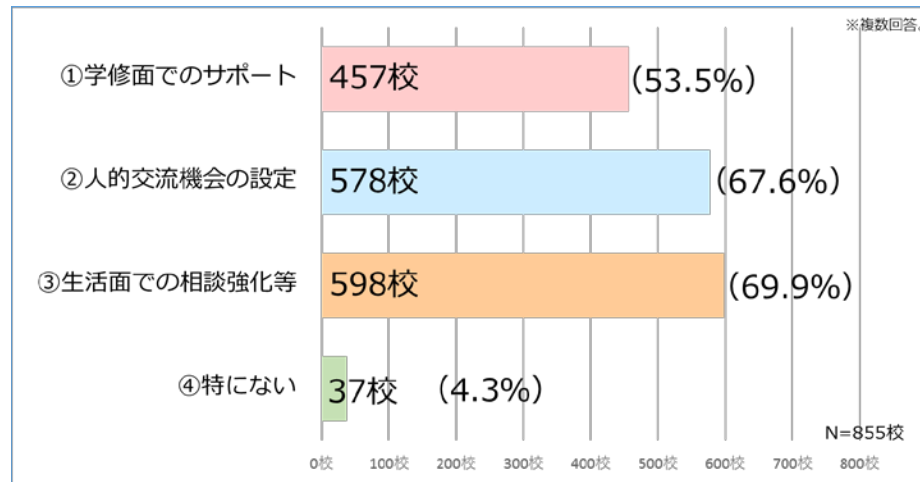
【対面・遠隔授業の併用の考え方】

○実験・実技・実習（約9割）や少人数のゼミナール（約6割）などにおいて、
 感染対策の上で対面授業で行うこととする大学等が多い一方、多人数の授業は遠隔
を用いたり、学生の状況に応じて使い分ける大学等もある（約3割）。



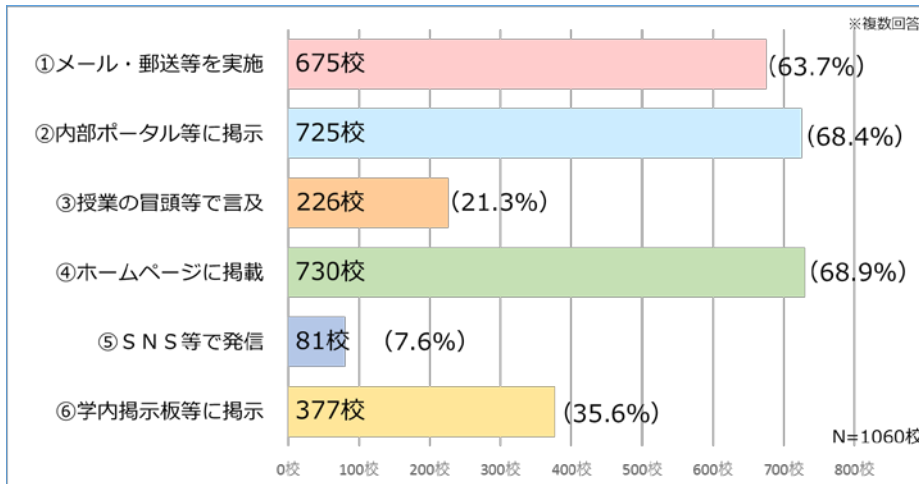
【新入生への対応】

○遠隔授業の実施に伴う影響を大きく受ける新入生への対応として、約7割の学校が、学生同士や教職員とのコミュニケーションの機会の設定や、生活面での不安を払しょくするための相談体制の強化等を行っている。



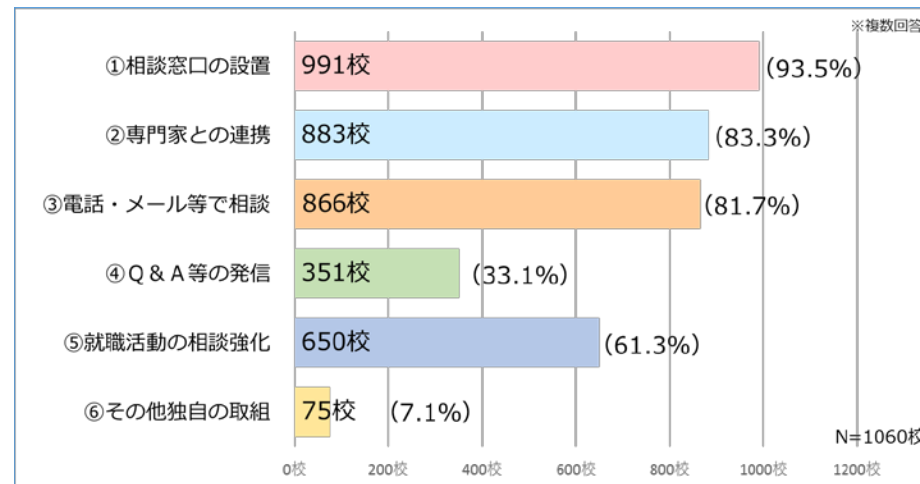
【学生への注意喚起の状況】

○学生等への注意喚起の実施手段としては、約7割の大学等が内部ポータルなど
学生が必ず目にする場所への掲示等をしているほか、約6割がメール送付など
学生一人一人に確実に伝達できる方法を用いている。



【学生のメンタルヘルス等のケア】

○不安や困難を抱える学生のメンタルヘルス等のケアのため、約9割の大学等が
学生に対応する相談窓口を設置、約8割の大学等が、カウンセラーや医師等の
専門家との連携・電話やメール等での相談受付等を実施している。



大学等の後期授業における留意事項について

(令和2年9月15日付高等教育局長通知のポイント)

- 大学・高専の後期授業に際して、**感染防止と学修機会の確保を両立**するため、**各大学等の優れた工夫を紹介**しつつ、以下の事項について周知。

1. 後期授業の実施に当たり、以下の事項を改めて要請・周知。

- ・ 十分な感染対策の上で、対面による授業の実施を積極的に検討すること
著しくその機会が少ない場合は、その理由の丁寧な説明等が求められること
- ・ 学生の人的な交流機会を確保すること（特に新入生への配慮が求められること）
- ・ 新入生や就活生をはじめ、悩みを抱える学生へのメンタルケアを充実すること
- ・ 図書館等の学内施設の学生による利用の機会をしっかりと確保すること 等

2. 学生寮や課外活動を含む感染対策の徹底について留意事項を周知。

- ・ 学生等の一人一人に確実に届くプッシュ型の情報提供が求められること
- ・ 学生寮における感染対策の徹底が求められること 等

3. 感染者が生じた場合の対応における留意事項を周知。

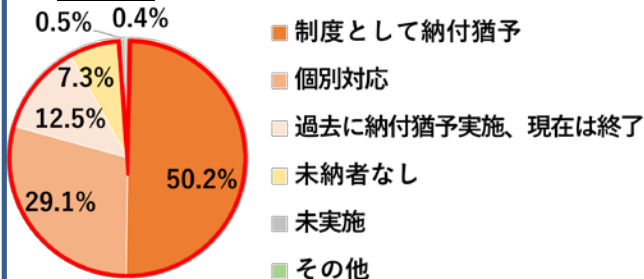
- ・ 学内に感染者が生じた場合には、管轄の保健所と連携した濃厚接触者の特定など、
感染拡大を防止するため迅速・的確に対応いただく必要があること
- ・ 感染者・濃厚接触者への出席停止措置や学内の消毒等の対応を適切に行うこと
- ・ 感染者等への差別・偏見・誹謗中傷等が生じないよう配慮が必要であること 等

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への支援状況等に関する調査

- 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和2年9月2日～（10月14日時点：回答率99.4%）
- 調査趣旨：各大学等における経済的に困難な学生に対する支援状況や退学者の状況等について調査

令和2年度前期授業料の納付猶予

- これまでに、**全体の99.1%の大学等において、前期分の授業料の納付猶予を実施**（授業料の未納者がいない場合も含む）。



- 大学等の学生総数に占める前期授業料の納付猶予者数の割合は、6.76%（昨年度4.52%）であり、**より多くの学生に対して、猶予制度や、個別の対応を行っている**ことがうかがえる。

令和2年度後期授業料の納付猶予

- 全体の97.5%の大学等において、納付猶予や納付猶予の締め切り延長を既に行っている又は行う予定（検討中を含む）。**

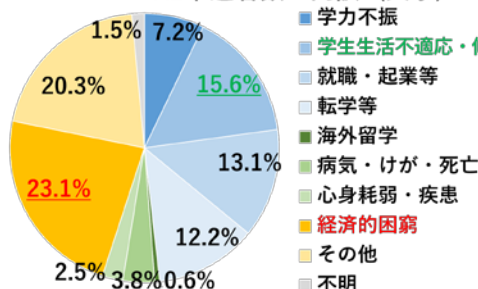
中途退学者の状況（4月～8月の状況を比較）

- 全体の93%の大学等において、退学の相談があった場合の修学継続に向けた対応方針**について、学内で適切に方針を検討し、適切に対応。
- 学生数に占める4月～8月中退者数の割合は、令和2年度と令和元年度で大きな変化は無い。**中退の主な理由は、**経済的困窮**（R2：23.1%、R1：22.1%）、**学生生活不適応・修学意欲低下**（R2：15.6%、R1：15.9%）などで、昨年度と比べても同等。

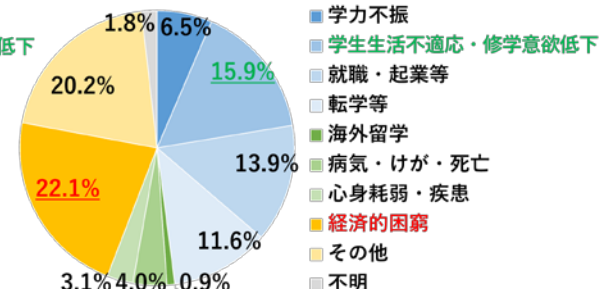
大学（大学院生を含む。）	R2 (4月～8月)	R1 (4月～8月)
	割合	割合
学生数 (a)	2,969,337人	2,969,003人
中退者数 (b)	11,411人	14,239人
学生数に占める中退者数の割合 (b/a)	0.38%	0.48%

※高等専門学校における学生数に占める中退者数の割合については、R2年度で0.09%（R元年度0.17%）。

R2中退者数の内訳（大学）



R1中退者数の内訳（大学）



1. 各大学等における経済的に困難な学生を支援するための取組について

- 経済的に困難な学生を支援するため、**全体の92.7%の大学等において、何らかの支援（授業料等減免または大学独自の支援）**を行っている。
- また、大学独自の支援措置の内容としては、**給付措置（60.4%）、貸与措置（32.6%）、物品支援（44.2%）**と様々。

(具体的な支援内容の例)

●給付措置

- ✓ 一律又は経済的に困難な学生を対象に現金を給付
- ✓ 図書カードやクオカード、市内共通商品券などの給付

●貸与措置

- ✓ 無利子による貸付など

●物品措置

- ✓ パソコンやWi-Fiルーターの無償貸与
- ✓ 校内実習のためのフェイスシールドの提供
- ✓ 生活面の支援として食品（お米、地域特産品等）の提供

●その他

- ✓ 送料・大学負担による図書の貸し出しサービスの実施
- ✓ 学内アルバイトや学内活動（TA・ピアサポーター）への奨励費支給など
- ✓ 学生寮の減免や一時利用など

2. 各大学等における退学を防ぐための工夫について

- 各大学等において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**学生生活不適應や、心身耗弱、経済定期困窮等による退学を防ぐために、様々な工夫が行われている。**

(具体的な取組の例)

●学内の組織体制の整備

- ✓ 自粛下における学生の精神面や遠隔授業の利点、注意点などに関する資料を作成し、教員に配信（オンラインセミナーの開催）
- ✓ 学外の組織（社会福祉協議会や福祉保健局、ジョブカフェなど）の専門的に支援につなぐ仕組みの整備

●学生に身近な立場からのきめ細かな対応

- ✓ チューター、担任やゼミの教員が個別に相談対応の実施
- ✓ 学生相談窓口による相談対応の実施
- ✓ 「修学継続チェックリスト」を活用した面談の実施

●オンライン等の活用

- ✓ 対面に限らないメール、電話、Web会議システムによる相談対応
- ✓ 学生のストレスチェックをWebで実施
- ✓ 学生にストレス対処法や、体操やストレッチの動画配信
- ✓ オンラインによる学生同士の交流会や、セミナー等の開催
- ✓ オンラインによる留学生への日本語学習支援、就職サポート

●専門家との連携

- ✓ 臨床心理士、精神科医と連携した面談の実施（オンライン含む）

●その他

- ✓ コピー機の利用負担額の支援
- ✓ 遠隔授業への適応が困難な学生へのPC設定やオンライン受講サポート

大学等における具体的な取組事例(学生相談・メンタルケア)

➤ 学生同士の交流の促進

- ・ 授業支援SA(スチューデント・アシスタント)による「先輩学生によるなんでもオンライン相談」を実施。
- ・ 学生同士のコミュニケーションを図る機会を提供する、オンライン上でのグループイベントを開催。
- ・ 留学生の日常生活・学校生活の支援を目的とした、留学生と日本人学生のオンライン上での交流の場を設置。

➤ 相談しやすい体制等の整備

- ・ 学生支援担当職員による、専用携帯電話での緊急の学生相談対応体制を整備。
- ・ 外部委託による、電話での24時間メンタルヘルス相談体制を整備。
- ・ 遠隔授業における障害のある学生への情報保障等についての相談対応を実施。

➤ 専門家との連携

- ・ メンタルの不調の早期発見・悪化防止を図るため、メンタルヘルスチェック検査(Web)を導入。結果に応じてカウンセリングや精神科医への相談等を案内。

新型コロナウイルス感染症対策（主なもののみ抜粋）

- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 令和2年6月5日付 文部科学省高等教育局長通知（2文科高第238号）
大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf
- ・ 令和2年9月3日付 文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長・スポーツ庁次長
通知（2文科初第809号）
運動部活動に参加する学生の集団における新型コロナウイルス感染症対策の
徹底について（周知）
https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf
- ・ 令和2年9月15日付 文部科学省高等教育局長通知（2文科高第543号）
大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の
感染防止対策について（周知）
https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- ・ 令和2年11月19日付 文部科学省高等教育高等教育企画課
大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（周知）
https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



新型コロナウイルス感染症対策②(主なもののみ抜粋)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策 (内閣官房)

<https://corona.go.jp/>



- ・ 新型コロナウイルス感染症について (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



- ・ 海外安全ホームページ (外務省)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_009.html#ad-image-0



【参 考】

学生支援を取り巻く様々な状況

高等教育を取り巻く状況の変化とともに、学生を取り巻く環境も大きく変化しています。

各大学等におかれては、このような変化に伴う学生生活におけるリスク等に対応いただいているところですが、学生が安心して学生生活を送るため、特に以下に示す観点については、**学生関係担当者のみならず、各大学が連携や情報共有等を図りながら取組を進めていただきたく、教職員の向上をはじめ適切な対応が図られるようお願いいたします。**また、**学生生活に不安を抱えている学生等がより相談しやすい体制を構築するとともに、きめ細かな対応を行っていただきますようお願いいたします。**

➤ 消費者教育の推進

成年年齢の18歳への引き下げに伴い、学生が消費者トラブルに巻き込まれる可能性は増大。「消費者教育の推進に関する基本的な方針」でも、**消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実が必要と指摘。**入学手続きの際に消費者トラブル防止に関する啓発資料を提供することや、入学生の事前説明会、**入学時のガイダンス等における啓発の徹底。**消費者庁作成の消費者教育教材『**社会への扉**』の活用、消費者ホットライン『**188**』（いやや！）の周知。

➤ 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

学生がいわゆる「ブラックバイト」等のトラブルに巻き込まれないよう、**労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進が必要。**厚労省作成『**知って役立つ労働法**』『**これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A**』など参照。ガイダンスや授業での導入の検討を期待。

学生支援を取り巻く様々な状況

➤ 飲酒事故防止

例年、未成年を含む学生の飲酒事故・飲酒強要等が発生。アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連。各大学における**徹底した取組（リスクの啓発、アルコールハラスメント防止、未成年者の飲酒防止等）**が不可欠。

➤ 薬物乱用防止

啓発パンフレット「薬物のない学生生活のために」を活用するなど、様々な機会を通じて**薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生・生徒に対する指導の充実**が必要。

➤ 性暴力への対応

いわゆる「アダルトビデオ出演強要問題」・「JKビジネス問題」等、若年層が性的被害にあう状況が発生。リーフレット「AV出演強要・「JKビジネス」等の被害にご注意ください。」を活用するなど、被害が顕在化しにくいことも含め、入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等未然防止の取組や、**被害学生への心のケアや関係機関への適切なつながり**等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要。

学生支援を取り巻く様々な状況

➤ 自殺対策

我が国の自殺者は年間2万人超。うち大学生は約300～400人で、原因として学業不振、進路に関する悩み、うつ病、就職失敗が多数。**学生の心の相談体制強化**が重要。参考資料として、学生相談学会「学生の自殺防止のためのガイドライン」を参照。

➤ 多様な性の在り方についての理解増進

性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。**まずは教職員の理解の増進**。個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、JASSOで「**大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて**」を作成。こちらを参照。

➤ 人権教育・啓発、差別の解消の推進等

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等において、**人権教育や差別解消のための教育や啓発**について規定。このほか、例えば**薬害被害**で苦しまれてる方がいることについての理解・啓発により第二の被害を生み出さないようにするとともに、苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。

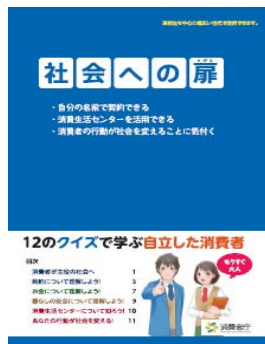
➤ 消費者教育の推進

- ・悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくない。
- ・成人年齢が18歳に引き下げられた場合、大学生は全員成人となり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性は従前に増して高まる。

- 消費者生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実が求められる。
- 学生に対して、なるべく早い段階、例えば、入学時のガイダンス等で、契約に関するトラブルやその対処方法について啓発を行うことが考えられる。
- 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組についての中で、2020年にはすべての大学で指導・啓発を実施することが目標とされている。

<参考> ★消費者庁作成の消費者教育教材

『社会への扉』



(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/)

★全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」188

いやや!

○ 消費者問題に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 67.0% 学内広報物による周知
- ✓ 57.7% ガイダンス
- ✓ 18.3% ホームページに掲載
- ✓ 11.8% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度)
／日本学生支援機構)

消費生活センターについて

- 地方公共団体が運営する**消費者のための相談、あっせん業務**を行う機関。
- 全国855ヶ所にセンターを設置(平成30年4月1日)。

※都道府県は必置、市区町村は努力義務(全国1104市区町村で設置(広域連携含む))

消費生活センターの役割

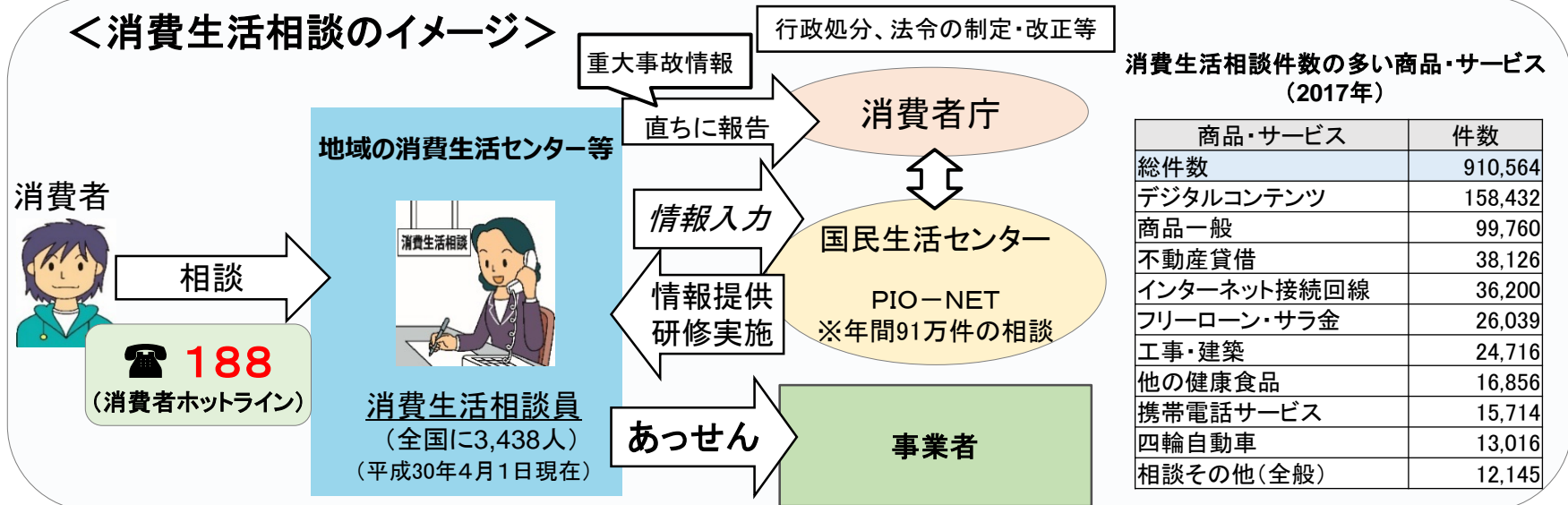
- 消費者から寄せられる**悪質商法による被害**や**商品事故の苦情**などの消費生活相談に対し、**問題解決のための助言・あっせん**。
- **消費者教育の拠点**として、消費者に対する普及啓発を実施 等

消費生活センターの要件

- ① **消費生活相談員**(注1)を配置していること。
- ② 電子情報処理組織(**PIO-NET**(注2)等)を備えていること。
- ③ **週4日以上**消費生活相談・あっせんを行っていること。

大学等からの消費者教育に関する講師依頼なども受付! (URL: <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>)

<消費生活相談のイメージ>



(注1) 国民生活センター等の登録試験機関が実施する消費生活相談員資格試験の合格者又はそれと同等以上の専門知識・技術を持った者

(注2) 全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談情報を収集するシステム

▶ 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

- ・大学学部(昼間部)の86.1%がアルバイトに従事。(平成30年度学生生活調査/日本学生支援機構)
- ・アルバイトにより学業に支障が出ることは望ましいことではない。
- ・アルバイトで働く学生も労働者である以上、当然に適切な労働条件が確保されなければならない。



- 学生がアルバイトをする際、労働基準法違反などのトラブルに巻き込まれないよう、大学等において、労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進を図ることが重要。

<参考> ★厚労省作成ハンドブック

『知って役立つ労働法』

『これってあり?まんが知って役立つ労働法Q&A』



(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html)



(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html>)

➤ 飲酒事故防止

- ・例年、未成年を含む学生の飲酒による事故や飲酒の強要等が発生。
- ・各種メディアにも、頻繁に取り上げられる社会的問題。
- ・アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連。

- 
- 各大学における、飲酒事故防止等に係る徹底した取組(飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント防止、未成年者の飲酒防止等)が不可欠。

<参考>

- ・アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)
- ・アルコール健康障害対策推進基本計画(平成28年5月)

【啓発及び指導にあたっての参考となる関連省庁のHP】

- ・アルコール健康障害対策(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>

- ・e-ヘルスネット(厚生労働省)

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol>

○ 飲酒問題に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 77.3% 学内広報物による周知
- ✓ 76.4% ガイダンス
- ✓ 22.5% ホームページに掲載
- ✓ 10.9% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度)
／日本学生支援機構)

➤ 薬物乱用防止

- ・合法ハーブ等と称して販売される薬物等、乱用される薬物の多様化。
- ・インターネット等により、容易に入手することが可能。
- ・大麻事犯で検挙される大学生が年々増加。

【大麻事犯検挙人員の推移】

	H27	H28	H29	H30	R元
検挙人員	2,101人	2,536人	3,008人	3,578人	4,321人
うち大学生	31人	40人	55人	100人	132人

(出典: 令和元年における組織犯罪の情勢(警察庁))

- 啓発パンフレット「薬物のない学生生活のために」を活用するなど、様々な機会を通じて、薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生に対する指導の充実が必要。

<参考>

- ・第五次薬物乱用防止五か年戦略(平成30年8月)
- ・危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策(平成26年8月)

★文科省・厚労省・警察庁・内閣府作成の大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料『薬物のない学生生活のために』



【内容】

- (1) 大麻や危険ドラッグ等の薬物の写真及び危険性・有害性
- (2) 薬物は人生をこわす！
- (3) 大麻や危険ドラッグを誤解していませんか？
- (4) 薬物は社会をこわす！
- (5) 薬物乱用のQ&A

○ 薬物乱用防止に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 78.1% 学内広報物による周知
- ✓ 73.5% ガイダンス
- ✓ 20.6% ホームページに掲載
- ✓ 17.2% 啓発的な講演会等の開催

(出典: 大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度) / 日本学生支援機構)

➤ 自殺対策

- ・我が国の自殺者は年間2万人超。うち、大学生は300～400人程度。
- ・原因として学業不振、進路に関する悩み、うつ病が多数。
- ・20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺。 (出典:令和元年度自殺対策白書/厚生労働省)

● 各大学における学生相談を担当する教職員の能力の向上、ノウハウや情報の共有、学内(学生相談室、保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等)の連携向上、「ピア・サポート」の活用等、学生の心の相談体制の強化が重要

<参考>

- ・自殺対策基本法(平成18年法律第85号)
- ・自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)

○自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)

第2. 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>

非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。若年層では、20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

(2) 学生・生徒等への支援の充実

大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る

○メンタルヘルスに関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 70.0% 学内広報物による周知
- ✓ 72.9% ガイダンス
- ✓ 37.0% ホームページに掲載
- ✓ 11.8% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度)/日本学生支援機構)

【学外の相談窓口】

○電話相談窓口(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hu_kushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_tel.html



○SNS相談窓口(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hu_kushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_sns.html



【学生の自殺防止のためのガイドライン(日本学生相談学会)】

<https://www.gakuseisodan.com/wp-content/uploads/public/Guideline-20140425.pdf>



▶ 多様な性の在り方についての理解促進

- ・性的指向 (Sexual Orientation) や性自認 (Gender Identify) の多様な在り方について、社会の理解が進んでいるとは必ずしも言えず、未だにいじめや差別等の対象とされやすい現実。
- ・国内のLGBT層に該当する人の比率は8.9%。 (出典: 電通ダイバーシティラボ「LGBT調査2018」)

- 性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。
- 大学等において、性的少数者への理解促進や、配慮を要する学生への支援の促進に向けて、まずは教職員が偏見等をなくし理解を深めることが必要であり、教職員向けの理解・啓発資料を作成。

<参考>

- ・大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(平成30年12月) / 日本学生支援機構



【内容】

1. はじめに
2. 多様な性的指向・性自認
3. 大学等における理解の現状
4. 大学等に求められる対応
大学等における対応の例
検討・実行組織における対応
相談窓口等における対応
個々の教員・担当者等における対応
大学等における配慮の具体例
相談等を受けるに当たっての留意点
5. 関連用語
6. 参考(関係省庁の取組)

大学等の教職員を対象として、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進を図ることを目的に、文部科学省や専門の有識者の協力を得て、独立行政法人日本学生支援機構が平成30年12月に作成



いわゆる「性的マイノリティ」である学生が学生生活を送るうえで**大学等に求められる対応**に関し、大学等における性別情報の取扱い・管理方法のほか、授業や学生生活等における配慮等、**必要となる支援等について記載した内容**となっている

人権教育・啓発、差別の解消の推進等

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等において、人権教育や差別解消のための教育や啓発について規定。
- ・このほか、薬害被害等についての理解・啓発により、第二の被害を生み出さないようにするとともに、苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。
- ・また、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の様々なハラスメントへの対応が求められている。

- 各大学等で人権教育・啓発、差別の解消の推進について積極的な取組みを期待。
- ハラスメントへの対応として、全ての学生及び教職員が相談できる窓口やハラスメントの防止・対策のための調査委員会等の整備・充実が必要。学内の相談窓口のみならず、外部の相談機関を活用することも有効。

<参考>

- 「文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について(通知)」(平成11年3月30日文高大第211号)
- 法務省における人権相談について
http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html
- 人権相談・調査救済制度リーフレット →相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html
- 外国人のための人権相談について
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- 各国立大学のハラスメント相談窓口(国立大学協会HP)
<http://www.janu.jp/univ/harassment/>
- 薬害を学ぼう(厚労省HP)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

○ ハラスメント防止に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 73.1% 学内広報物による周知
- ✓ 66.1% ガイダンス
- ✓ 37.7% ホームページに掲載
- ✓ 13.6% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度)/日本学生支援機構)

○ ハラスメント等防止のための取組状況

- ✓ 99.3% 学生及び教職員が相談できる窓口を設置
- ✓ 58.1% 全学的な調査・対策の常設機関を設置
- ✓ 41.4% 常設の機関は置いていないが、学内で設置が必要と認められた場合に調査委員会等を設置

(出典:平成30年度大学における教育内容等の改革状況について/文部科学省)

人権教育・啓発、差別の解消の推進等について

人権教育・啓発、差別の解消の推進について積極的な取り組みをお願いいたします。

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12. 12. 6法律第147号）
- 人権教育・啓発に関する基本計画（H23. 4. 1閣議決定（変更））（抜粋）
（中略）高等教育については、大学等の主体的判断により、**法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。**
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」（28生社教第1号H28. 6. 20付通知）
（中略）特に、**第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定**されています。
本法を踏まえた適切な対応についてご留意願います。
（教育の充実等）
第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について（28生社教第15号H29. 2. 6付通知）（抜粋）
（中略）特に、**第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定**されています。本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。
（教育及び啓発）
第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

薬害被害について

- 薬害被害が起きた歴史的背景や、今でも薬害被害で苦しまれる方々がいらっしゃるることについては、厳粛かつ謙虚に受け止めなければならない。
- 在校生に対して ⇒ 二度とこうした被害や、被害に苦しむ方々が増えないようにするためにも、あらゆる教育の場面の中で、学生に対し事実を正確に伝え、教えていくことが必要。
- 教職員に対して ⇒ 例えば、子宮頸がんワクチンの接種に関連したと思われる症状など、様々な理由から健康状態を害している学生への大学側の理解不足が、教職員の心なき言動となって第二の被害を生み出さないようにする必要。
- 薬害で苦しむ学生に対して ⇒ 学生との建設的対話に基づき適切な配慮について検討していく必要。
（真摯に話を聞いて適切な解決策を検討する必要。）



➤ 性暴力への対応

- ・近年、若い女性に対するアダルトビデオ(AV)への出演強要や「JKビジネス」と呼ばれる営業等により性的被害に遭う問題が発生。
- ・被害が顕在化しにくい。



- 入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等による未然防止の取組、被害学生への心のケアや関係機関への適切なつなぎ等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要

<参考>

- ・『いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題についての報告書』
(平成29年3月／内閣府・女性に対する暴力に関する専門調査会)

【啓発及び指導にあたっての参考となる関連省庁のHP】

- ・若年層を対象とした性的な暴力の啓発(内閣府)
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html
- ・いわゆるAV出演強要・「JKビジネス」等について(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1403806.htm

○ 性犯罪の加害防止・被害予防に関する指導・啓発のための取組 状況

- ✓ 45.0% 学内広報物による周知
- ✓ 26.1% ガイダンス
- ✓ 5.2% ホームページに掲載
- ✓ 9.6% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査
(平成29年度)／日本学生支援機構)

ギャンブル等依存症について

■ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている。

■ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、平成30年10月、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)が施行。

■法第14条では、国及び地方公共団体は、知識の普及等のために必要な施策を講ずるものとされており、また、同法附帯決議には、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこととされている。

■法第12条では、政府に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の策定を義務付け、内閣官房長官を本部長とする「ギャンブル等依存症対策推進本部」を設置し、有識者等の意見を聴き基本計画を作成することとされている。

【平成30年11月作成】(作成取りまとめ:消費者庁) 内閣官房 消費者庁 厚生労働省 金融庁

「のめり込み」にはくれぐれも御注意を
～ギャンブル等は「適度」にたしなみましょう～
「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症とは？

★ギャンブル等へののめり込むと、御家族などの周囲の皆さんにも影響が及びます。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等へののめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。

★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格が原因となる疾患ではありません。

★分かっているのにやめられない。。。ギャンブル等依存症のサインでは？

- 負けを取り戻すために、ギャンブル等をしていませんか。
- ギャンブル等のために、周囲の皆さんに嘘をつき、お金を借りていませんか。

注意すべきポイントは？

★若者の皆さん、ちょっとしたビギナーズラックに注意しましょう。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。
なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等をする事は禁止されています。

★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。

- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。
- ただし、御本人の主体性が「回復」への原動力となります。

★ギャンブル等をしているときの様子が急激に変化している方は周囲にいませんか？

- 「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、止められなくなっている」のか、慎重に様子を見てください。

★借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思って、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、立ち直る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

- ◆ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか。少しでも気になる場合は、御相談した内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】 消費者庁 ギャンブル等依存症 検索

(消費者庁ウェブサイト http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

＜消費者庁作成:消費者庁HPからダウンロード可能＞

各大学等においても、学生含む構成員へのギャンブル等依存症についての啓発が必要不可欠

マイナンバーカードの大学内での活用について

マイナンバーカード活用の方向性

- マイナンバーカードの活用等については、政府のデジタル・ガバメント閣僚会議において、国民にマイナンバーカード制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及と利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図ることとしている。
- このため、大学においても学生等の利便性向上のためマイナンバーカードを活用するとともに、学生がマイナンバーカードの様々なメリットを享受するために学生のマイナンバーカードの取得を積極的に推進していく必要。

◆ 大学等で活用が見込まれる施策

例えば、以下のような活用法が考えられる。

- マイナンバーカードを学生証として活用（授業への出席確認用のツールとして活用、成績証明書の自動発行機のカードとして活用等）
- マイナンバーカードを教職員の構内での身分証として活用

マイナンバーカードのメリット

行政

個人番号を証明する書類として

○個人番号を証明する書類としてマイナンバーカードを提示

○所得総額の精度向上
○公平・公正な社会を実現

○券面

本人確認の際の公的な身分証明書として

○個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面でも、これ1枚で十分。唯一のカード。

○金融機関における口座開閉、パスポートの新規発給、ネットバンクの入会など、様々な場面で活用可能。

○券面

付加サービスを搭載した多目的カード

●国へ健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
●自治体へ印鑑登録証、図書カード等として利用可能
●民間へポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードがマイナンバーカードに一元化

○券面

民間

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得

○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

○アプリ

各種行政手続のオンライン申請

○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化
○手続き漏れによる損失の回避

○電子証明書

各種民間のオンライン取引/口座開設

○インターネットにおける不正アクセスが今更へ公約個人認証サービスの活用開始
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

○オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。


○オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用

○電子証明書


○出典：総務省ホームページ

マイナンバーカードの3つの利用箇所について

マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのICチップ内の構成

ICチップ内のAP構成

- 公的個人認証AP
- マイナポータル
- 住民票入力機能AP
- 住民票AP

電子証明書を格納する。

市町村等が用意した独自搭載するために利用する。

○アプリ

(1) カード券面
社会保険、税又は災害対策分野の事務における個人番号の証明(個人番号と本人確認の両方が1枚で済む)、公的個人証明書として活用

(2) ICチップの空き領域
市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関・民間事業者等は総務大臣の定めるところにより利用可能。
・印鑑登録証
・証明書自動交付機
・公共施設予約
・図書館利用
・地域の買い物ポイント等

(3) 電子証明書
(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)
行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付)の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。
イメージ: 金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

活用はこの部分

社会全体での取組策

- マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策の推進(令和2年度～)
- マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始(令和3年3月)
- マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等
- ・企業等への出張申請サービス
- ・他の行政機関(ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、学校、郵便局等)との連携強化による出張窓口の設置
- ・取得申請事務の簡素化等

今後さらに拡大

- デジタルハローワーク
- 納税手続きのデジタル化
- 各種カード、手帳等との一体化
- 公的サービス等での利用拡大
- マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン等の拡大等公的個人認証の利便性向上等の実現に向けた施策の検討を実施